

日 時	平成23年12月26日（月） 13：30～15：30
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室2
出席者	委員長 神部 智司 委 員 森川 太郎，宮崎 睦雄，谷口 恵子，宮平 太，中野 久美子片山 恵美子，松矢 欣哲，上田 晴男，磯森 健二 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美，櫻井 彩 事務局 芦屋市地域福祉課 寺本 慎児・細井 洋海・竹迫 留利子 吉川 里香・吉賀 香織 芦屋市高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆 奥村 享央・山崎 元輝 芦屋市障害福祉課 余吾 康幸・川原 智夏・西川 隆士
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 芦屋市高齢者虐待対応マニュアル（案）について
- (2) 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルの活用状況について
- (3) 障害者虐待防止法の施行にともなうプロジェクトチームについて
- (4) その他

2 資料

- 資料 1 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱」
- 資料 2 「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿」
- 資料 3 「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」
- 資料 4 「高齢者虐待対応マニュアル（案）修正一覧」
- 当日資料「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル 改正のポイント」
- 「障害者虐待防止の施行（平成24年10月）に向けた対応について」
- 「H23年度上半期芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」

3 審議内容

- (1) 芦屋市高齢者虐待対応マニュアル（案）について

資料 3 「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」

資料 4 「高齢者虐待対応マニュアル（案）修正一覧」

当日資料「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル 改正のポイント」について事務局より説明。

（神部委員長）ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

（森川委員）資料 3 の 9 ページ，芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フローは情報量が多いため，字が細かくて読みにくいです。

（神部委員長）用紙を A 3 にして，折り込みにしてはいかがでしょうか。

（事務局 山崎）原本が A 3 用紙のため，A 4 用紙にすると読みにくくなってしまいます。製本するときは，A 3 用紙に印刷し，折り込みにして読みやすくします。カラ

一にする予定はありませんが、カラーの原稿が白黒になったのも読みにくい原因だと思われま

(上田委員) 芦屋市のホームページに「養護者による高齢者への虐待」対応フローをカラーで掲載することはできませんか。

(事務局 山崎) 芦屋市のホームページに掲載する際はカラーにいたします。

(神部委員長) 資料3の13ページ、簡易スクリーニングに関して、受付機関の中で組織的に判断するとありますが、具体的にどういうことでしょうか。

(事務局 山崎) 最初に通報を受けた機関が、緊急性の判断などの非常に重要な役割を、相談を受けた者が一人であるのではなく、受付機関の中で複数の目でチェックをすることで、さまざまな視点を持って判断をしていただくために、このように記載しています。資料3の34ページ、「Maybeシート」の下部の緊急性について、受付機関が簡易スクリーニングを行い、提出していただくことを周知しております。

(神部委員長) 何をもって組織的な判断としているのか、具体的にわかりにくいと思います。

(事務局 山崎) 高年福祉課が受付機関であれば、決裁をもって組織的に判断します。地域包括支援センターも同様の対応を行っているのではないかと思います。

(片山委員) 高齢者虐待対応マニュアルを検討した立場として、組織的な判断とは、必ず地域包括支援センターの3職種で緊急性の判断をするということです。緊急性については一人が判断すべきことではありませんので、地域包括支援センターにおいては3職種で緊急性を判断し、対応をしていただきたいと思います。また、そのことは説明会などで、地域包括支援センターにも依頼をしています。

(宮崎委員) 今までの事例を、この芦屋市高齢者虐待対応マニュアルに基づいて対応したことはありますか。

(事務局 山崎) それぞれの事案について、芦屋市「養護者による高齢者への虐待」対応フローのどの段階かについて、支援者で共有されています。

(宮崎委員) シートの使いやすさについては、記入をしてみて確かめてはどうでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇) 試した結果、この書式となっております。

(神部委員長) では、次の議題について説明をお願いします。

(2) 芦屋市高齢者虐待対応マニュアルの活用状況について

芦屋市高齢者虐待対応マニュアルの活用状況について、事務局及び権利擁護支援センターより説明。

(神部委員長) ただいまの説明について、ご意見などございますか。

(片山委員) アセスメントシートを統一するか否かは、この委員会で確認が必要でしょうか。これまでも問題になっていましたが、各地域包括支援センターがそれぞれの様式を使用していたために、混乱を招いていたという事実があります。統一した様式が必要だと確認しておけば、作った様式で提案ができると思います。マニュアルを製本して、それとは別に統一した様式を作成するという考え方でよろしいでしょうか。

(事務局 山崎) 様式については、マニュアル利用することで、意見をいただき、その都度対応し、芦屋市高齢者虐待対応マニュアルの内容を充実していきます。また地

域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーにも周知していく予定です。

(片山委員) マニュアルにはないアセスメントシートを使用されている状況から、アセスメントシートの様式について、統一することを決めたほうがいいのではないのでしょうか。統一した様式にすることで、権利擁護支援センターや高年福祉課にとっても、地域包括支援センターと情報共有が行いやすいのではないのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇) 現在は、不足する部分については別紙に記載して、参考資料として添付して対応しています。社会福祉士会のアセスメントシートのよい部分は、現在のアセスメントシートにも取り入れています。情報記載の枠組みが大きくなると思われます。現在添付している情報を、シートに記載できるように、アセスメントシートを作成したほうが良いのかはすぐに判断できない状況です。地域包括支援センターからアセスメントシートに不足している情報を記載できるようにしたほうが良いという意見が多くあれば、統一したほうがいいと思います。

(神部委員長) アセスメントシートの統一の必要性が地域包括支援センターで共通認識であれば、アセスメントシートを統一していくことになり、地域包括支援センターのニーズに合わせて、社会福祉士会のシートを利用するのか、芦屋市独自の様式を作成するのかについては、地域包括支援センターの意見集約を行うことが必要かと思えます。

(権利擁護支援センター 脇) 以前の様式では同じことを何度も書くということになってきたため、簡易にして、現在の様式になりました。記載すべきことの大部分はまかなえていると思います。

(神部委員長) 現在、添付している資料はどの程度ですか。

(権利擁護支援センター 脇) A4一枚程度です。

(神部委員長) 添付する情報の量についても検討していただきたいと思えます。

(事務局 山崎) アセスメントシートが必要という地域包括支援センターは一部です。他の地域包括支援センターについてもアセスメントシートの必要性をうかがい、必要であれば、作成を検討して、来年の3月に報告をさせていただきます。

(事務局 細井) 地域包括支援センター全体であわせていくことでシステム化していきます。システムにつなげるために、一部の地域包括支援センターだけがアセスメントシートを必要としていることに、一定の経過観察と評価が必要かと思えます。様式を統一することで、地域包括支援センターでの会議の位置づけや支援方針が整っていくということであれば、一つの地域包括支援センターだけが違う様式を使うことがシステム化の課題になる可能性があります。まずは現在の様式を活用し、3月まで様子を見て、システム化することが必要であると思えます。実際に、様式を整えることで記録などが簡素化され、支援の時間が確保できたことは評価できることだと思います。

(上田委員) マニュアルの更新の方法についてはどのように考えていますか。法律などでも一定の条件の下に3年を目安に更新が行われています。マニュアルについても法令上の改正があれば、改訂を行わなければなりません。3年に1度など、どの程度のペースで改訂するかについて、見直しなどはいかがですか。芦屋市は最初のマニュアルを作ってから、部分的な改訂は随時行っていますが、製本するのは3回目です。平成18年からのことを考えると、これまで3年に1度程度かと思えます。

(事務局 山崎) 現在の高齢者虐待対応マニュアルは養護者からの虐待に対するマニュアルとなっています。今後、施設虐待の対応マニュアルの作成についての検討も行います。施設の虐待案件の通報が非常に少ないため、実績としても積みあがっていない状況でマニュアル作成をすることが難しいと思いますが、上田委員のおっしゃるように3年に1度程度見直し、施設従事者からの虐待についてもマニュアルにしていく必要があるかと思えます。

(宮崎委員) このマニュアルは何部くらい作成予定ですか。

(事務局 山崎) 前回同様の280部と考えています。

(森川委員) 最後のページで、発行日が記載されていますが、第一版の時期、改訂の時期についても明示すると、これまでの経過が良くわかるのではないのでしょうか。

(事務局 山崎) 発行の時期などについても明示します。

(神部委員長) 改訂の時期についても3年を目途に行うことを文言として記載してはいかがでしょうか。

(上田委員) 文言としては記載しにくいのではないのでしょうか。厚生労働省の動向も昨今の状況がわかりにくいですし、本来であれば高齢者虐待防止法も改正されていない状態です。国レベルでも対応が遅れている状況で、障害者虐待防止法の処遇との関係性でも一部文言が異なっていますので、整合するために高齢者虐待防止法の改正が来年にあるかもしれません。そういう意味では改訂の目安を書きづらいということもあると思います。作業的な目安としては、これまで同様、3年を目安に変えていくことが考えられるため、3年を目安に改訂をしていくということでどうでしょうか。

(神部委員長) 文言を記載することに関わらず、修正の必要性を適宜考えていただくということをお願いします。

(宮平委員) 最後の相談先一覧について、福祉センターの総合相談窓口も記載していただきたいと思えます。

(上田委員) 一番下に総合相談を記載してはいかがですか。

(宮平委員) そうですね。総合相談は来所としていただいて、月～金曜日の9時～17時30分と記載していただきたいです。

(権利擁護支援センター 脇) 権利擁護支援センターの専門相談も、要予約でお願いします。

(神部委員長) それでは、委員会としては、芦屋市高齢者虐待対応マニュアルを承認します。

(神部委員長) では、議事には掲載しておりませんが、芦屋市権利擁護支援センターの上半期の活動状況報告をお願いいたします。

当日資料「H23年度上半期芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告」について、権利擁護支援センターより説明。

(神部委員長) ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(片山委員) 分類別相談内容別相談対応件数について、1つのケースで、複数の分類で関わるがあるかと思いますが、どのようにカウントしていますか。

(権利擁護支援センター 脇) 今のところ、複数の分類で関わっていても1つのケースとしてカウントしています。複数のカウントが取れるようにすることが、今後の課題と考えています。ただし、権利侵害(虐待)でカウントしていたケースについて、虐待が解消して、権利擁護支援だけが残った場合は、その時点で権利擁護支援

にカウントするようにしています。

また、権利擁護支援者養成研修ですが、前年の受講者が42名、その中で登録をしていただいた方が12名です。登録者については少しずつですが、法人後見でケースが落ち着いた方の生活支援員や福祉サービス利用援助事業の生活支援員として活動していただいています。

(神部委員長) 受講者は前年度よりも増えたということですか。

(権利擁護支援センター 脇) はい、そのとおりです。今年は介護相談員コースがあり、昨年度受講をされた方で、今年度は、介護相談員コースを受講されている方もおられます。

(神部委員長) 受講者54名のうち、介護相談員コースが21名ということでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇) はい、そのとおりです。

(神部委員長) 登録者は12名ということですが、今後、登録者は増えていきそうでしょうか。

(上田委員) 全国的にも市民後見人養成研修等が各地で行われていますが、各市の状況から、全般的な傾向として、受講者に対し登録者、活動者とも半数程度です。門戸を広くすると受講生は増えており、登録者も確実に増えますが、活動保障がどれだけできるかが問題です。我々は後見活動に限定せず、可能な限りさまざまな活動の場を考えています。今年度から介護相談事業が始まりますので、人手が必要になりますし、活動の場が広がりますので、活動者、実動者が相対的に増えていくと思います。

(神部委員長) 裾野が広がっていくことで、家庭裁判所から後見人の候補者の推薦依頼がくることもあるのでしょうか。

(上田委員) 兵庫県の場合は、まだ市民後見人についての受任システムが確立されていません。神戸家庭裁判所との関係では、今年度中に1件、神戸市社会福祉協会が養成した人の中から初めて選任される予定になっています。ようやく、芦屋市、西宮市、伊丹市、宝塚市の4市が中心になって、連絡会を立ち上げましたので、今後、兵庫県下で取り組みを行っている事業所や自治体、連絡会などで、家庭裁判所と協議し、具体化を進めていく段階です。今年度、来年度で市民後見人受任のシステム化についても検討すると思います。そのなかで課題などが出てくるかもしれません。専門委員会の法人後見受任のガイドラインでは、芦屋市は家庭裁判所から受任要請があった場合は受任する設定ですので、要請に応じていく体制はできています。

(神部委員長) では、次の議題について説明をお願いします。

(3) 障害者虐待防止法の施行にともなうプロジェクトチームについて

当日資料「障害者虐待防止の施行（平成24年10月）に向けた対応について」事務局より、説明。

(神部委員長) ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

では、都道府県研修は具体的にどのようなものでしょうか。

(事務局 余吾) 都道府県が主催で、障がい者の相談に関わる方や施設の方、市町村職員等を対象に障害者虐待防止法の周知を図っていく研修が開催されます。

(神部委員長) 内容は法律の解釈などでしょうか。

(事務局 余吾) 12月に国のマニュアル案が提示される予定でしたので、法律の解釈や、国のマニュアル案についての研修ではないかと考えています。

(神部委員長) 現在は12月ですが、国からマニュアル案の提示はありますか。

(事務局 余吾) まだありません。

(上田委員) この件について、権利擁護支援センター脇から情報提供をさせていただきます。

(権利擁護支援センター 脇) 先週、国の研修に出席しましたので、報告いたします。

その時点でのマニュアル案はいただきましたが、養護者による虐待が大部分で、施設従事者と使用者による虐待については未完成のようです。今後は、相談支援員を対象として、1月14日に都道府県の研修がある予定です。また行政、施設従事者、使用者を対象に、6月19日に西宮、6月20日に和田山で研修が開催される予定です。

(上田委員) 国の研修の参加については、昨年度から兵庫県と合同で研修を企画している関係から、PASネットに要請依頼があり、県の行政職員と共に参加しました。

県の虐待対応マニュアルの作成には今後も関わる予定で、来年6月に予定している研修にも関わることになると思いますので、随時ご報告いたします。

(神部委員長) ありがとうございます。

(森川委員) 障害者虐待の件数の想定はされていますか。

(事務局 余吾) 具体的な件数の想定はできていません。

(森川委員) 高齢者虐待対応は、どのようなプロセスでされてきましたか。

(事務局 細井) 法律が平成18年度の4月に施行されて、平成19年の3月にマニュアルを作成しました。実践しながらマニュアルを作成し、自分たちの支援の解釈を自分たちで行ったプロセスです。今回は3回目の高齢者虐待対応マニュアルの改訂をうけ、社会資源や支援者が異なると思いますが、障がい分野も活用して、芦屋市の障害者虐待対応マニュアルを作成したいと思います。通報については予測がつきません。また養護者だけでなく、施設や事業所についてもマニュアルの作成が急がれることとなります。実証しながらマニュアルを作っていくことになると思います。

(森川委員) マニュアルを作成する目途はありますか。

(事務局 余吾) 関係機関への周知、説明会を行いますので、遅くとも8月末までには作成します。

(事務局 細井) 芦屋市権利擁護センターを立ち上げましたときに、各関係機関に事業の説明等に参りました。虐待防止センターについては、市町村センターの役割、マニュアル等の概要について説明を予定しています。

(4) その他

(事務局 細井) 次回の委員会は3月頃を予定しています。

(神部委員長) では、本年度2回目の委員会は、これで終了いたします。ありがとうございました。

閉 会